八尾市立山本小学校PTAクラブ活動助成に関する規程

(無旨) (目的)

第1条 八尾市立山本小学校PTA会則(以下「会則」という。)第3条に定める方針に基づき、会員等で 構成するクラブ活動に対して、助成を行うことにより、会員の自発的な活動を支援し、会則の目的の 達成を図るものとする。

本規程は、八尾市立山本小学校 PTA 会員等で構成するクラブ活動について、八尾市立山本小学校 PTA 会則第3章に規定する方針に基づく設立の要件等について定める。

(クラブの要件)

- 第2条 PTAクラブ(以下「クラブ」という)は、その活動を通じて、保護者間同士の親睦が一層図られるとともに、保護者やクラブ相互の交流を促し、PTA活動全体の活性化が図られるものとして、次の各号の要件を満たすものをいう。
 - (1) クラブの構成員に本校PTA会員が3人以上含まれるもの。
 - (2) 本校PTA会員がクラブの入会を希望すれば、入会できること。
 - (3) 継続した活動が見込まれるもの。
 - (4) 部長、若しくは世話役(以下「クラブ代表者」という)として責任者が定められるもの。
 - (5) 活動が会員に均等に、かつ開かれたものであること。
 - (6) 従来の設立されたクラブと重複するものでないもの。
 - (7) その他PTA活動として不適当と認められないもの。

(クラブの設立)

第3条 新たにクラブを設立しようとする団体は、会則 1-5 14 条に定める運営委員会に対して、3名以上の会員 の連名をもって、クラブ設立の趣旨、構成員の名簿、年間の活動予定、クラブ代表者の氏名等を届け出なけ ればならない。

(設立の承認)

前条の届出があった場合、運営委員会は、遅滞なく審議の上、第2条に定める要件を満たしていると 認めた場合は、その決議によりクラブの設立を承認する。

(活動費の助成)

第4条 クラブが行う活動及び運営に要する経費として、PTAの会費から次の助成金を交付する。

(1) クラブ助成金

クラブの構成員一人につき、2,000円を乗じて得た額の合計額とし、20,000円を上限とする。

- 2 前各号の助成金を受けようとするクラブ代表者は、年度ごとに、運営委員会が定めた時期までに交付手続きを行い、助成金の交付を受けるものとする。
- 3 助成金の支出は、運営委員会が別に定める支出領収書を使用し、クラブ代表者の受領印をもって交付するものとする。

(滴正な支出)

- 第5条 クラブ代表者は、助成金が活動及び運営に必要な物品等の購入費、大会等の参加負担金 及び食糧費等に適切に支出されるよう構成員に周知しなければならない。
 - 2 食糧費の支出にあたっては、社会通念上、適切と認められる範囲内とし、クラブ活動や会議・ 打合せ 等における茶菓子又は弁当その他これに類する飲食に通常要する費用とする。
 - 3 クラブ代表者は、構成員の中から会計責任者を選任し、年度ごとに、過去2年間の助成金の支出根拠となる領収書及び現金出納簿等を適切に管理するよう指導するものとする。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、クラブ活動<mark>助成</mark>に関し必要な事項は運営委員会が定める。

附則

この規程は、平成21年10月22日から施行する。

この規定は、令和6年4月から一部改正し施行する。